

2019年4月9日
セイコーエプソン株式会社
エプソン販売株式会社

食品ラベル印刷時の安全性を保証。デジタルラベル印刷機「SurePress シリーズ」、カラーラベルプリンター「ColorWorks シリーズ」のインクが、欧州食品接触材規則（欧州 FCM）に適合^{※1}

※1：食材非接触面に印刷した場合のみ



<ColorWorks「TM-C7500」>



<SurePress「L-4533AW/A」>

エプソンは、この度デジタルラベル印刷機「SurePress シリーズ」およびカラーラベルプリンター「ColorWorks シリーズ」のインクが、世界標準レベルの欧州食品接触材規則「Food Contact Material regulation (EC No.1935/2004)」(通称:欧州 FCM)に適合^{※1}しましたのでお知らせします。

「SurePress シリーズ」および「ColorWorks シリーズ」は、食品パッケージラベルや飲料ラベル印刷をはじめ、幅広い用途でご利用いただいています。

※1：食材非接触面に印刷した場合のみ



<食品ラベルサンプル>

近年、食品をはじめ人体に影響する食品包装関連材料への化学的および生物的安全保障要求が、世界的に高まってきています。エプソンにおいても、インクの食品安全性についての問い合わせが増えてきています。

このような背景の中、お客様に安心してご使用いただくために、「SurePress シリーズ」、「ColorWorks シリーズ」のインクにおいて、グローバルで採用されている「欧州 FCM」に適合しました。

対象のインクは、「欧州 FCM」の以下 3 つの適合必須要件を満たしています。

① インク構成物質の非毒安全性

対象インクは、スイス条令「Swiss Ordinance (RS 817.023.21 Annex10)」等の安全物質リストに記載されている物質を使用しています。

② インク製造工程の衛生安全性

インク製造全工程では、食品衛生法による食品レベルの細菌検査規格（一般細菌生菌数 100 個/g 以下）を適用した衛生的な製造工程で生産しています。そのために適正な手順として GMP「Good Manufacturing Practice（2023/2006/EC）」^{※2} 衛生管理体系を実現しました。

※2：化学的物理的異物混入防止と、細菌類等の衛生管理を徹底した適正製造規範。

③ 非移行試験証明

対象インクが、PIM 規制「Plastic Implementation Measure（EU No.10/2011）」^{※3}に基づき、基材経由で食品側に移行しないことを評価^{※4}しています。

※3：食材毎の溶液・温度・保存期間の条件下で、包装フィルム基材から移行する物質重量パーセントの限界値を規定する規制。

※4：当社条件下による（PIM 規制で定義された試験条件のうち代表的なもの）

<欧州 FCM 適合インク対象機種>

- ・ SurePress シリーズ：L-4033A/AS/AW, L-4533A/AW, L-6034VW
- ・ ColorWorks シリーズ：TM-C3500, TM-C7500, TM-C7500G

(注)「SurePress シリーズ」および「ColorWorks シリーズ」のインクは直接食品に触れる用途を想定していません。完成品についての安全適合性判断は、お客様の梱包形態に基づいているため、最終製造者の責任となります。

以上